

平成 30 年度第2次補正予算

小規模事業者持続化補助金のお知らせ

本紙出稿日現在で公募開始となっておりますが、国の平成30年度第2次補正予算で予算措置されており4月中旬頃には公募が始まりそうなので、昨年の公募要領をもとにみなさまにお知らせをしております。

◆事業概要

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額：50万円※

※従業員の賃金引上げ・買物弱者対策・海外展開に取り組む場合：補助上限額100万円

※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合：補助上限額100万円～500万円

◆対象事業所(小規模事業者)

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者

◆公募期間

※本紙出稿日現在で公募が始まっておりませんので、商工会、千葉県商工会連合会ホームページで最新の情報をご確認ください

※本事業の申請に際しては、商工会の確認が必要となります。千葉県商工会連合会への提出の前に、商工会に申請書類(経営計画書等)を提出のうえ、「事業支援計画書(様式4)」の作成・交付を依頼してください。

(様式4の発行には一定の日数がかかりますので、少なくとも締切の1週間前までには提出資料を完成させて商工会にご提出ください)

◆補助対象となり得る販路開拓等の取組事例

- 新商品を陳列するための棚の購入 ○新たな販促用チラシの作成、送付
 - 新たな販促用PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告) ○新たな販促品の調達、配布 ○ネット販売システムの構築
 - 国内外の展示会、見本市への出展、商談会への参加 ○新商品の開発 ○新商品の開発にあたって必要な図書の購入
 - 新たな販促用チラシのポスティング ○国内外での商品PRイベントの実施
 - ブランディングの専門家から新商品開発に向けた指導、助言
 - (買物弱者対策事業において)移動販売車両の導入による移動販売、出張販売
 - 新商品開発に伴う成分分析の依頼 ○店舗改装(小売店の陳列レイアウト改良、飲食店の店舗改修を含む。)
- ※「不動産の購入・取得」に該当するものは不可

◆補助対象となる主な経費

機械装置等費・広報費・展示会等出展費・旅費・開発費・資料購入費・雑役務費・借料・専門家謝金
 専門家旅費・車両購入費(買物弱者対策に取り組む事業に使用する場合のみ。)
 設備処分費・委託費・外注費

◆補助対象とならない主な経費

- 交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 不動産の購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費、電話代、インターネット利用料金等の通信費、事務用品等の消耗品代など

商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、それに基づく販路開拓の取組が補助対象となります。経営計画策定やフォローアップにあたっては商工会が支援します。

◆申請に関しての相談や問い合わせは商工会事務局までお願いします。(電話422-2037)

◆公募要領は、千葉県商工会連合会ホームページもしくは四街道市商工会ホームページからダウンロードできます。(URL) 千葉県商工会連合会 <http://www.chibaken.or.jp/>
 四街道市商工会 <http://www.yotsukaido.or.jp/>